

(平成27年2月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

1 件

厚生年金関係 1 件

関東（栃木）厚生年金 事案 8914

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 10 月 1 日から同年 12 月 1 日まで
昭和 53 年 6 月 1 日から A 大学 B 室に所属し、医局の人事により、54 年 10 月 1 日から C 会 D 病院（以下「D 病院」という。）に勤務した。同病院から支給された給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

商業登記簿謄本によると、D 病院を運営していた C 会は、平成 6 年 8 月 26 日に解散しており、解散時の理事長は人事記録等の関連資料を保存しておらず、申立人の申立期間に係る勤務実態及び給与からの厚生年金保険料控除について不明としている。

また、申立期間当時の同僚 14 人に照会し 5 人から回答を得られたが、当該同僚は申立人の申立内容について不明としている。

さらに、D 病院における申立人の雇用保険被保険者記録は昭和 54 年 12 月 1 日から 55 年 6 月 30 日までとなっており、同病院に係る事業所別被保険者名簿に記載の申立人の厚生年金保険被保険者記録と一致している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。